かがやくけん、かがわけん。

香川県

人権・同和問題について

香川県総務部人権 • 同和政策課

近年の人権を巡る動き(法整備)

- 障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律) (平成25年6月26日公布 平成28年4月1日施行)
- ■不当な差別的取扱いの禁止 ■合理的配慮の提供
- ■差別を解消するための支援措置(相談・紛争解決、啓発など)
- 〇 ヘイトスピーチ解消法

(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律) (平成28年6月3日 公布・施行)

- ■相談体制の整備 ■教育の充実及び啓発活動等
- 部落差別の解消の推進に関する法律 (平成28年12月16日 公布・施行)
- ■相談体制の充実 ■教育及び啓発の実施 ■部落差別の実態に係る調査(国)
- 〇 LGBT理解増進法 (性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律) (令和5年6月23日 公布・施行)
- ■国民の理解の増進に関する施策の策定及び実施
- ■労働者や児童等の理解の増進(事業主等)

部落差別の解消の推進に関する法律 (平成28年12月公布・施行)

目的

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、**部落差別のない社会を実現する**こと。

基本理念

部落差別の解消に関する施策は、部落差別を解消する必要性に関する**国民一** 人一人の理解を深めるよう努める ことにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行わなければならない。

国及び地方公共団体の責務

部落差別の解消に関する施策を推進する

相談体制の充実、教育及び啓発の実施、部落差別の実態に係る調査(国)



国民一人一人が、自分の問題として部落差別の問題について一層理解を深め、自らを啓発していくことが必要

香川県部落差別事象の発生の防止に関する条例 (平成8年3月公布・平成8年7月施行)

目的

結婚や就職に際しての部落差別事象の発生を防止し、県民の基本的人権の 擁護に寄与すること。

県・市町の責務

県は必要な啓発を国や市町と協力して行い、市町は必要な啓発に努め、県の施 策に協力すること。

県民・事業者の責務

自ら啓発に努め、県や市町の施策に協力すること。

特定の個人の結婚や就職に際し、次の行為をしてはならないこと。

- ①同和地区に住んでいるか又は住んでいたかについて、自ら調査したり、調査の依頼や受託をすること。
- ②調査のために、同和地区の所在が分かる地図や図書等の資料を提供すること。
- ③その他、調査に協力したり、同和地区であるかどうかを教えるなど、部落差別につながるおそれのある行為をすること。



知事による指導及び助言、県内事業者への勧告・公表

えせ同和行為の排除

えせ同和行為とは

えせ同和行為とは、「同和問題はこわい問題であり避けたほうがよい」という誤った意識に乗じ、例えば同和問題に対する理解が足りないなどという理由で難癖を付けて高額の書籍を売りつけるなど、同和問題を口実にして、会社・個人や行政機関などに不当な利益や義務のないことを求める行為を指す。

このような行為は、<u>同和問題に関する誤った差別意識を増幅</u>し、<u>偏見や差別意識を生む大きな要因</u>になっており、これまで 積み重ねてきた啓発活動の効果を一挙に覆すものであり、<u>到底</u> これを放置することはできない。

えせ同和行為の態様

機関紙・図書等の購入の強要、寄附金・賛助金の強要、講演会・研修会への参加強要、下請への参加強要等

えせ同和行為への対応

基本姿勢

違法・不当な要求は、毅然たる態度で断固拒否

対応

えせ同和行為に対し、怖いという意識を捨てる 最初から一貫して毅然とした態度で対応 安易に妥協したり、脅しを恐れたりしない

・組織で対応

- ・密室での取引をしない
- ・記録はしっかりと取る・法務局・警察・弁護士に相談 等



えせ同和行為の排除は、新たな差別意識の発生を防止 し、同和問題(部落差別)の解決につながる

詳しく知りたい方は、法務省ホームページをご覧ください。 http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken86.html(「えせ同和行為」を排除するために)